

「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」に係る公募質問回答集(2021年1月26日時点)

No.	項目	質問	回答
1	助成事業の内容	昨年度の公募内容との違いは何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今年度はすべてのフェーズが助成事業となり、全フェーズに「助成率」を設定しました。</li> <li>●昨年度は、フェーズA～Dの4つのフェーズを設けていましたが、今年度は、以下の6つのフェーズとなります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会課題解決枠フェーズA、フェーズB」</li> <li>・「新市場開拓枠フェーズα、フェーズβ」（新設）</li> <li>・「フェーズC、フェーズD」としています。</li> </ul> </li> <li>●ステージゲート審査を、以下のタイミングで設けます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会課題解決枠フェーズA」から「社会課題解決枠フェーズB」</li> <li>・「社会課題解決枠フェーズB」から「フェーズC」</li> <li>・「新市場開拓枠フェーズα」から「新市場開拓枠フェーズβ」</li> </ul> </li> </ul>
2	助成事業の内容	本公募の各フェーズでは、どのようなものが提案の対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会課題解決枠フェーズA、B： 予めNEDOが設定した課題に合致する事業が対象です。課題はNEDOホームページを参照ください。</li> <li>●新市場開拓枠フェーズα、β： 国内のベンチャー・キャピタルやシード・アクセラレータ等からの支援やその可能性がある研究開発型スタートアップ企業が行う事業が対象です。特に、課題は設定していません。</li> <li>●フェーズC、D：従来通り、事業終了後3年（C）又は1年（D）で事業化を目指す提案を募集します。</li> </ul>
3	助成事業の内容	応募資格を教えてください。	<p>本事業の主たる助成先である提案者が「中小企業者等」の要件を満たす必要があります。</p> <p>具体的には、中小企業または中小企業としての組合等です。</p> <p>大企業は応募要件を外れますが、フェーズDのみ、共同提案者としてであれば、参画することが可能です。</p> <p>※本事業における企業とは、会社法で定義される次の4種の団体のことです。株式会社・合名会社・合資会社・合同会社</p> <p>※法人格を有していても、上記の定義に当てはまらない場合は提案者となりえません。</p> <p>社団法人、財団法人、NPO法人等は提案者となりえません。</p>
4	研究開発の体制等	主任研究員について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録する必要があるのか。	<p>公募要領P.18記載のとおり、本公募においては、応募時までにe-Radに研究者が登録されていることが必要となります。ただし、e-Radに登録いただいた研究者と、提案書に記載いただく主任研究員が同一人物である必要はありません。</p>
5	研究開発の体制等	共同研究先について制限はあるか。	<p>【別紙2】積算表（全フェーズ共通）で費用計上できる共同研究先は「大学等」のみが対象です。</p> <p>民間企業、公設試、財団法人、社団法人は、対象外です。</p> <p>なお、提案事業を、上記の対象外事業者と共同研究を実施することは可能ですが、NEDO費用の助成対象にはなりません。</p>
6	研究開発の体制等	研究分担先/分室名とあるが、この意味はなにか。	<p>分担、分室は、提案者が技術研究組合の場合に、記載ください。（研究開発体制に応じて、適宜、組合参画企業等を記載ください。）</p>
7	研究開発の体制等	本事業で委託先を設けることはできるか。	<p>本事業では、研究開発の委託は認められません。</p>
8	他の補助金制度等による交付金受給の有無	過去にNEDOを含む機関からの交付金受給を受けている場合、本公募に応募することは可能か。	<p>過去に交付金受給を受けた事業が、本公募で応募を検討されている内容と全く同一の研究開発、研究内容でなければ、ご提案いただくことは可能です。提案書に、過去に交付金受給を受けた内容及び本提案との差異をご記入ください。</p>
9	助成事業に要する資金及び費用の内訳（機械装置費）	助成事業開始より前に購入した部品で機械装置を製作する場合、部品の購入費用は助成対象となるか。	<p>対象となりません。また、本件に限らず、購入した物品、契約締結の外注等、助成事業開始より前に発生した費用については、助成対象となりません。</p>
10	助成事業に要する資金及び費用の内訳（労務費）	研究開発費 II. 労務費について、積算にあたり根拠となる計算資料はあるか。	<p>労務費の計算にあたっては、下記資料をもとに健保等級に基づく労務費単価を算出した上で計上ください（不明な場合は概算で算出ください）。</p> <p><a href="https://www.nedo.go.jp/content/100893172.pdf">https://www.nedo.go.jp/content/100893172.pdf</a></p>

11	助成事業に要する資金及び費用の内訳（労務費）	提案時において、新卒で入社する社員を研究員として登録することは可能か。健保等級に基づく労務費単価についてはどのように考えればよいか。	可能です。労務費単価については、健保等級が決定される前の従業員については、資格取得決定時の算出に基づく標準報酬月額を適用するものと思われます。実際は、各事業者様の規定に基づき、適切な価格を算出ください。
12	助成事業に要する資金及び費用の内訳（外注費）	実証機関が協力機関として研究開発体制に参画する場合、その機関に対して実作業などの外注を行うことはできるか。	研究開発要素を含まない役務の調達または発注者の仕様設計に基づく制作のうち、機械装置等の制作・改造を除くものであれば、外注を行うことができます。下記もご参照ください。 <a href="https://www.nedo.go.jp/content/100893173.pdf">https://www.nedo.go.jp/content/100893173.pdf</a>
13	助成事業に要する資金及び費用の内訳（外注費）	第三者が保有する特許の許諾を受ける場合、許諾に要する費用は助成対象となるか。また、特許出願に要する費用を外注する場合、外注費は助成対象となるか。	双方とも、対象となりません。
14	助成事業に要する資金及び費用の内訳（学会等参加費、アウトリーチ活動費）	製造した試作品について有識者との意見交換を行うための費用は助成対象となるか。また、展示会に出展するための費用は助成対象となるか。	助成事業の実施に必要な知識等の交換のための学会等への参加費は助成対象となります。アドバイザーや外部有識者として、実施計画書の研究開発体制に明示されていれば、当該有識者への謝金等も計上可能です。また、「国民との科学・技術対話」の推進に基づいて行う助成業務に係る成果展示等の経費（アウトリーチ活動費）も対象となります。下記もご参照ください。 <a href="https://www.nedo.go.jp/content/100893173.pdf">https://www.nedo.go.jp/content/100893173.pdf</a> (P.78)
15	助成事業に要する資金及び費用の内訳（間接経費率）	大学等を共同研究先とした場合、大学等の間接経費率に決まりはあるか。	共同研究機関で発生する間接経費は、本事業の直接経費の10%（大学の場合は15%）を上限として、助成対象とします。
16	【別紙2】積算表	提案書では3年度分記載するようなフォーマットであるが、3年度記載する必要があるか。	提案フェーズの事業期間のみ、記載ください。（たとえば、フェーズAであれば、2020～2021年度のみ。）
17	【別紙2】積算表	「助成事業に要する費用」と「助成対象費用」の違いはなにか。	「助成事業に要する費用」は本助成事業を行っていく中で必要となる経費です。「助成対象費用」はNEDOが助成する費用（実際に助成率を乗じる費用）を指します。
18	利害関係者一覧	利害関係者について、「NEDOホームページ掲載のリストから検索」とあるが、どのファイルを参照すればよいか。	本事業の公募等ホームページに掲載されております過去の「採択委員一覧」等から、利害関係のある評価者を検索し、記入してください。